

入札説明書

第十管区海上保安本部の特定調達契約に係わる入札公告（令和8年9月3日付 十経経第119号）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、政府調達に関する協定及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 26
- (2) 契約件名及び数量
宮崎海上保安部レイアウト更新（2、3、4階） 数量 仕様書のとおり
- (3) 調達件名の特質等
仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和9年3月19日
- (5) 納入場所
油津港湾合同庁舎
- (6) 入札方法等

- ① 入札方法等 本件は提出資料、入札及び契約を電子調達システム（G E P S）で行う。
ただし、電子調達システム（G E P S）により難しいものは、第十管区海上保安本部に紙入札方式参加願を提出することにより紙入札方式に代えるものとする。入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- ② 第1回の入札が不調となった場合再度入札に移行するが、再度入札の時間については、原則として30分後に設定するので、当本部からシステムで送信される通知書は必ず確認すること。なお、電子入札と紙入札が混在する場合があります、開札処理に時間を要するなど予定時間を大幅に超えるような事態になれば当本部から連絡する。また、紙入札方式による入札参加者については入札会場で待機すること。退室は原則として認めない。

2 競争参加に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」A、B、C又はD等級及び「役務の提供」A、B、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 競争参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年3月31日付官報）の別表に掲げる申請場所にて随時受け付ける。
- (5) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- (7) 電子調達システム（G E P S）による場合は、電子認証（I Cカード）を取得していること。

3 契約条項等を示す場所

鹿児島市東郡元町4番1号 第十管区海上保安本部 経理補給部 経理課
及び第十管区海上保安本部ホームページ、電子調達システム（G E P S）

4 仕様書の交付等

- (1) 仕様書の交付期限
令和8年10月2日 15時00分まで
- (2) 仕様書の交付場所及び担当者
※仕様書は、下記7（11）に定める「情報保全に係る履行体制に関する誓約書」及び「情報保全に係る履行体制に関する資料」を提出し、担当原課の承認を得た者に対してのみ交付する。

5 入札参加申込みに必要な書類の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期間：令和8年10月2日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで（最終日は15時00分まで）に電子調達システム又は紙により提出を行うこと。なお、申請書及び資料が、1MBを超える場合の提出方法等については、発注者の承諾を得、下記8に

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(2) 入札参加申込みに必要な書類

① 電子調達システムにより参加を希望する者

ＩＣカード確認書(様式 31)、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し、情報保全にかかる履行体制に関する誓約書(別紙様式)、情報保全にかかる履行体制に関する資料(別紙様式)

② 紙入札方式により参加を希望する者

紙入札方式参加願(様式 30)、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し、情報保全にかかる履行体制に関する誓約書(別紙様式)、情報保全にかかる履行体制に関する資料(別紙様式)

6 入札及び開札の時期及び場所

(1) 電子調達システム(GEPS)及び紙入札方式による入札書の受領期限

令和8年10月22日 17時00分

(2) 開札日時

令和8年10月23日 10時00分

(3) 開札場所

鹿児島市東郡元町4番1号 第十管区海上保安本部3F入札室

(4) 入札書及び内訳書の提出方法

イ 入札書は、電子調達システム(GEPS)により提出すること。

ロ 電子調達システム(GEPS)による場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

なお、入札に使用するICカードについては、代表者又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者のICカードに限る。

ハ 電子入札にて当該入札に参加を希望する者は、当該入札に使用するICカードを限定するとともにその登録を行うため確認書を入札参加時に提出すること。

なお、代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者(本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。)は、委任状(様式 28 又は 29)を書面にて提出すること。

当該入札にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。

ニ 紙入札方式参加者が直接提出する場合は、入札書(様式 1-1)を封筒に入れ封印し、かつ、その封筒に、氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和〇〇年〇月〇日開札〔契約件名：〇〇〇〇〇〕の入札書在中」と朱書きすること。

ホ 郵便(配達証明又は書留郵便に限る。)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和〇〇年〇月〇日開札入札書在中」と旨朱書きし、中封筒には直接に提出する場合と同様に記載し送付しなければならない。

ヘ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ト 紙入札方式参加者で、代表者以外の者が入札書を提出する場合には委任状(様式 28 又は 29)を提出すること。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、第十管区海上保安本部入札・見積者心得、入札説明書、仕様書等で示した入札に関する条件に違反した入札及び電子調達システムを利用する者においてはICカードを不正に使用した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

イ 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

ロ 入札者は、一切の経費を含め契約希望金額(総額)を見積もるものとする。

ハ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

ニ 落札者となるべき者の入札価格(基準価格を下回ったら入札価格)によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

ホ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

なお、紙入札者にあつては、電子くじ番号を元に電子くじを実施するか、若しくは紙くじを実施の上、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接紙くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わって紙くじを引き落札者を決定するものとする。

(5) 契約は、見積もった契約希望単価(消費税を含む)による**総価契約**とする。

(6) 契約書作成の要否 **要**(契約金額が 150 万円に満たない場合は、省略することがある)

(7) 代金支払時期 **仕様書による**

(8) 電子調達システムによる添付資料

電子調達システムによる証明書等は、次のいずれかのファイル形式で作成し提出すること。

・一太郎 2014 形式以下のもの

・Microsoft Word Word 2019 形式以下のもの

・Microsoft Excel Excel 2019 形式以下のもの

・その他のアプリケーション

PDF ファイル

画像ファイル (JPEG 形式)

圧縮ファイル (LZH 形式)

※ 証明書等の容量が 1MB を超える場合には、郵送等にて提出すること。

(9) 入札書の提出後、入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提訴できないものとする。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置を講じられるので注意すること。

(10) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(11) **情報保全に係る履行体制の確認**

① 7. その他 (4) に規定する契約の相手方となろうとする者は、本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であつて、下記 9 (以下、担当原課)が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。)を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、担当原課に対し「情報保全に係る履行体制に関する誓約書」(別紙)及び「情報保全に係る履行体制に関する資料」(別紙)を提出し、同意を得た後、当該仕様書を受領するものとする。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、改めて担当原課の同意を得るものとする。

(受注後、確保すべき履行体制)

・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。

・担当原課が同意した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。

② 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当原課が同意した場合はこの限りではない。

③ 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い(返却・削除等)については、担当原課の指示に従うこと。なお、当庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。

④ 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じるものとする。

(12) その他については、第十管区海上保安本部入札・見積者心得及び仕様書による。

8 契約及び入札に関する問い合わせ先

〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町4番1号

第十管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係

電話 099-250-9800 (内線 2223・2224・2230)

メール jcg-10shinsa@gxb.mlit.go.jp

- 9 仕様に関する問い合わせ先（担当原課）
〒896-0036 宮崎県日南市油津4丁目12番1号
宮崎海上保安部 管理課 総務係
電話 0987-22-3022（内線 5233）